

第 2 2 期 第 1 5 回青森県西部海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 令和4年9月28日（水）午後1時30分

2 場 所 青森市新町1丁目11-22
アラスカ会館 2階「ガーネット」

3 出席者

区 分	職 名	氏 名
委 員	会 長	富 田 重 基
	会長代理	立 石 政 男
	委 員	古 川 今 日 志
	〃	福 田 隆 一
	〃	田 村 義 夫
	〃	柴 田 武 信
	〃	佐々木 信 昭
	〃	尾 野 明 彦
	〃	野 土 一 公
	〃	黒 滝 洋 子
	〃	東 信 行
	〃	竹ヶ原 公
	欠席委員	西 崎 昭 一
〃	山 本 幸 宏	
〃	堀 内 精 二	
事 務 局	事務局長	長 根 幸 人
	主 幹	出 町 英 志
	主任専門員	八 島 美 奈 子
県 側	水産振興課 副 参 事	三 橋 潤 一 郎
	西北地方水産事務所 所 長	蝦 名 浩
	下北地方水産事務所 副 所 長	田 村 直 明

4 提出議案

議案第1号：漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

5 審議結果

第1号議案：原案どおり答申することに決定された。

6 議事の経過

会 長

それでは、ただ今から、第22期第15回青森県西部海区漁業調整委員会を開催いたします。

開会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

第22期第15回委員会の御案内を差し上げたところ、委員の皆様には、御多忙中の中、御出席いただきましてありがとうございます。

さて、日本海外海では、間もなく始まるサケ漁、ヤリイカ漁、タラ漁等の準備に追われており、今後の豊漁を期待しているところでございます。

さて、本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として議案1件の審議が予定されております。委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただきながらスムーズに進めて参りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日は、委員数15名のところ、過半数を超える12名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づきまして本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第13条第2項の規定により、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私から指名してよろしいでしょうか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

ありがとうございます。

それでは、田村委員と柴田委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

早速、議題に入ります。

議案第1号「漁業の許可の制限措置の内容等について(諮問)」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

議案第1号資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。件名及び本文のみ読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について(諮問)。

このことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

以上となりますが、この漁業法に基づく規定により、今回の諮問があったもので、詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので、事務局からは以上です。

会 長

次に県から補足説明があればお願いいたします。

水産振興課 三橋副参事

はい、会長。

会 長

はい、どうぞ。

水産振興課 三橋副参事

それでは、県の方から、議案第1号について補足説明させていただきます。

資料1を1枚おめくりください。2ページ目でございます。

いつものように漁業種類と漁業を営む者の資格、それから許可をすべき船舶等の数を説明させていただきたいと思います。

2ページ目の表の上段です。

なまこ固定式刺し網漁業。

西共第35号ということで、これは外ヶ浜町漁協でございます。許可をすべき船舶は1隻となっております。

2ページ目下段です。

さめ固定式刺し網漁業。

中泊町大字小泊字下前を除く地域に住所を有する者ということで18隻となっております。

3ページ目にいきまして、上段は2ページ目からの続きでございます。

地区は中泊町大字小泊字下前に住所を有する者ということで、1隻ということになっております。

3ページ目下段です。

たら固定式刺し網漁業。

深浦町に住所を有する者ということで、15隻となっております。

4ページ目を御覧ください。

さめ片側留刺し網漁業でございます。

野辺地町に住所を有する者ということで、1隻となっております。

5ページ目にいきまして、はたはた小型定置漁業です。

西共19、20号ということで、車力漁協の組合員ということで、3人ということになっております。

6 ページ目を御覧ください。

なまこ潜水器漁業でございます。

上段の方が、西共27号、竜飛今別漁協でございます。これが1人と。それから、下段の方は、39号ということで後潟漁協1人ということになっております。

県からの補足説明は以上でございます。

御審議の方、よろしくお願いいたします。

会 長

ただ今、県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見等がございましたらお願いします。

ございませんか。

委 員

(「ありません」の声あり。)

会 長

それでは、御質問、御意見もないようでありますから、諮問どおりとすることとしたいと思いますけれども、御異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

それでは、議案第1号「漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）」は、諮問どおりと決定し、県知事に答申することといたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

これで本日予定した議事を全て終了し、第22期第15回青森県西部海区漁業調整委員会を閉会いたします。

終了：午後1時36分